

帝京八王子中学校・高等学校 ハラスメント防止規程

(目的)

第1条 この規程は、帝京八王子中学校及び帝京八王子高等学校（以下「本校」という。）においてすべてのハラスメントの防止、排除のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、専任又は非常勤の教育職員及び事務職員（以下「職員」という。）の就労上の又は生徒の修学上の良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、職員又は生徒が、他の職員又は生徒及び関係者の尊厳や人格を侵害する行為であり、スクールハラスメント・セクシュアルハラスメントなどと称される相手を不快にさせ、又は相手の望まない性的な行為を要求したり、あるいはこれらを行ったり、また、職務上の地位、人間関係などの優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境又は教育環境を悪化させる一切の言動をいう。

(職員及び生徒の責務)

第3条 職員及び生徒は、ハラスメントに該当する言動をしてはならない。

2 職員及び生徒は、この規程を厳守し、ハラスメントの防止及び問題が生じた場合の対応につき、本校の行う別紙1のハラスメント対応フローチャートに基づく迅速かつ適切な対処に協力しなければならない。

(校長の責務)

第4条 校長は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務及び生徒の教育において、ハラスメントに関し、普段から職員及び生徒の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 職員及び生徒の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(3) 職員及び生徒に対し、この規程の周知徹底を図り、ハラスメントの防止のための職員に対する研修、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めること。

(4) 苦情相談及びハラスメント防止活動に関する調査、情報収集を行い、その対策を検討するため、必要と認められる場合は、理事長と協議の上、調査・対策委

員会を設置することができる。

(苦情相談窓口の設置)

第5条 職員又は生徒及びその家族等からハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がされた場合に対応するため、苦情相談窓口を設けるとともに、これを周知させる。

苦情相談員は、男女複数名とし、任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 苦情相談員は、理事長の承認を得て、校長が選任する。
- 3 苦情相談窓口は、苦情相談に対して速やかに対応するとともに、必要な指導・助言・加害者に対する注意等を行うものとし、ハラスメント防止委員会に報告するものとする。
- 4 苦情相談窓口の運用については別途定める。

(ハラスメント防止委員会の設置)

第6条 本校にハラスメント防止委員会を置く。

(1) ハラスメント防止委員は理事長が委嘱する。

(2) 委員長には校長が就任する。

(3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(4) 委員に委嘱された職員中、具体的事案において、関係者とされたものは、当該事案については、委員から当然に外れるものとする。

2 ハラスメント防止委員会は、必要に応じてハラスメントの防止対策等を検討し、理事長に具申するとともに、職員及び生徒に対して啓発活動を行うものとする。

3 ハラスメント防止委員会は、苦情相談窓口からの報告を受けた場合は、速やかに当該問題を適切かつ迅速に調査、審議の上、当該事案を解決するよう努め、関係者の改善に向けての支援、被害者の不利益の回復、加害者に対する人事等管理上の措置その結果を理事長に報告するものとする。

4 ハラスメント防止委員会の運用については別途定める。

(秘密の厳守等)

第7条 苦情相談窓口、ハラスメント防止委員会はハラスメントに関する事案への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を外れた場合も同様である。

(理事長への答申と必要な処分)

第8条 ハラスメント防止委員会は、調査・審議の結果、ハラスメントに該当する言動があったと認められる場合は、就業規則又は学則に基づき、加害者に対する処分を

理事長に答申する。

- 2 理事長は前項の答申を受けて、就業規則又は学則に基づく必要な処分を決定する。
- 3 生徒に対する学則に基づく処分については、校長を通じて行う。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は生徒に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第11条 規程の改廃は、校長の意見を聴いて、理事長が行う。

附 則

この規程は平成29年8月1日から施行する。